



木曾三川 歴史・文化の調査研究資料



Vol.96

平成27年

木曾三川

地域の歴史

本巢郡の中心商業地として発展してきた北方町

地域の治水・利水施設

根尾川上流部の扇状地を潤した席田用水

歴史記録

流水を制御する水制 第二編

わが国の水制と沈床工

研究資料

桑名市文化財保護審議会会長 西羽 晃

木曾岬町を通った七里・三里の渡し





本巢郡の中心商業地として 発展してきた北方町

地域の歴史

長良川左支川根尾川の扇状地に位置する北方町は、平安時代に建立された円鏡寺の門前町として発展してきました。江戸時代から市が開かれ、本巢郡の商業の中心地として栄え、現在では県下で最も人口密度の高い自治体となっています。

むしろた 席田郡の創立と円鏡寺(古代)

北方町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、岐阜市、本巢市、瑞穂市に隣接しています。



糸貫川

海抜一〇mを越え、扇状地末端部の湧水が豊富であった北方町では、古くから人々が定住していたと推測されますが、遺跡・遺物や古墳などは発見されていません。人の営みが認められる最も古い遺構は、律令制下における高屋地区の条理跡で、岐阜県の史跡に指定されています。

律令制に定められた国郡里制では、北方町は美濃国本巢郡に属しており、西は犀川、東は古根尾川（船木山の東を流れて長良川に合流）を郡境界としていました。

この古根尾川が、洪水によって船木山の西を通る糸貫川筋に大きく河道を変えたことから、船木山の南方・糸貫川の東方



一帯は廃墟となりました。

また『続日本紀』靈龜元（七一五）年秋七月二十七日の条に、「尾張国人が新羅人七四家をひきいて席田郡を創建した」とあります。中央政府が、新羅人の土木技術と労苦を認め、席田の名を冠した一郡を創りました。

席田郡が全国的に見ても面積の小さい郡なのはこうした経緯によるものであり、北方町内では柴原・加茂地区が席田郡に属していました。

さらに北方町には、古を偲ぶ高

野山真言宗別格本山の円鏡寺があります。寺伝によれば、弘仁二（八一）年、嵯峨天皇の勅願によって弘法大師が創建したと伝わります。国の重要文化財に指定されている永仁四（一二九六）年に建立の楼門、木造聖観音菩薩立像（平安時代の作）、木造不動明王立像（平安時代の作）、木造金剛力士像（鎌倉時代の作）をはじめ、多くの文化財を所有する「美濃の正倉院」と呼ばれる名刹です。



安藤氏と北方合戦(中世)

円鏡寺の北側には古代の官道であった東山道が通り、西側を糸貫川が南流していました。東山道には一定の間隔で駅屋が置かれていましたが、大河の川岸には増水時に備えて滞留所（宿場）が設けられたので、円鏡寺の周辺にもそうした施設があったと推察されています。

中世になると、北方町を基盤としていた安藤氏が台頭してきました。安藤氏は中世後期には美濃守護土岐氏に臣従する有力な武将となり、土岐氏滅亡の後には斎藤氏に仕えました。特に安藤守就は、稲葉一鉄・氏家卜全と並んで西美濃三人衆と呼ばれ、勢力を拡大していききました。織田信長の美濃攻略に際しては、一鉄・卜全とともに信長に内応して功をあげ、そのまま信長配下となりました。

守就は信長の直属の部隊に属して各地を転戦しましたが、天正八



大井神社



北方城址

(一五八〇)年八月、信長に謀反の嫌疑をかけられ武儀郡谷口に蟄居させられました。

天正一〇(一五八二)年、本能寺の変で信長が討死すると、守就は旧領を奪還しようとかつての拠点であった北方城に入りました。その時の領主であった稲葉一族は滅亡しました。北方合戦と呼ばれたこの戦いの史跡として、守就戦死の地・千代母ヶ淵が県指定史跡となっています。

近世の支配領主と門前町(近世)

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、慶長六(一六〇一)年、京都所司代奥平信昌を加納(岐阜市)に封じ一〇万石を与えました。これによって北方町の全てが加納藩領となり、その内訳は、北方村一六九〇石余・加茂村四三四石余・柴原村二八九石余・高屋村一七〇九石余となつています。加納藩主は奥平氏三代(信昌・忠政・忠隆)、大久保忠職と変わり、寛永一六(一六三九)年からは戸田光重の治政が三〇年間続きました。

光重の後は嫡男・光永が継ぎ、所領七万石のうちから弟光直・光正に各

五千石を分領しました。光直は、北方町に陣屋を構え、北方戸田氏として北方村・加茂村などを支配しました。

その後、加納藩主は戸田氏から安藤氏、永井氏と変わっていきましたが、北方戸田氏は、明治維新までの二〇〇年間を七代にわたって統治しました。

光直が陣屋を置いた北方町は、円鏡寺の門前町として興ったと考えられ、家康が「北方町中 三ヶ村」に宛てて禁制を交付していることから、それ以前から町並みが出来ていたようです。

円鏡寺の門前町から北へ本町が延び、さらにその東にできた新町と合わせて両町と呼ばれた町並みが最も古いとされていますが、成立年代は不明です。

陣屋は円鏡寺の北、大井神社の南に置かれ、その場所は字地下・御屋敷と称しました。役所を中心に米蔵・道場・学問所などが置かれ、その周囲に奉行・代官など家臣の屋敷がありました。

北方町は、北方戸田氏の政治的中心地であるとともに、在郷町として周辺地域における経済の中心地でした。北方五千石・文殊五千石ほか近在の村々で収獲した米は、北方に集積され良質な文北米として各地に売られ、その他に塩・魚・織物などを扱う問屋も多く集まっています。

と呼ばれる、安土桃山時代から江戸初期にかけてインドのサントメから輸入されたものを原型としたもので、江戸後期に高級綿織物として濃尾地方で盛んに生産されました。

また北方町では市も開かれ、寛永十九(一六四二)年の「北方新町相立定」に「市日壹ヶ月六日可相立事」とあり、六斉市の開催を加納藩郡奉行から認可されています。後の天保九(一八三八)年、幕府の巡検の折の明細覚には「市日一ヶ月二一二才、一・三・六・八」とあり、毎月六斉市から一二斉市が増えました。

発展を続ける北方町(近代)

現北方町に該当する村は明治四(一八七一)年に岐阜県に所属し、同一二(一八七八)年には本巢郡に属して北方村に郡役所が置かれました。明治二二(一八八九)年、北方村は町制施行して北方町となり、同三〇(一八九七)年に生津村の一部、同三一(一九〇八)年には席田村の一部を編入して現町域を確定しました。

郡役所が置かれた北方村は、江戸時代から引き続き地域経済の中心で、明治一五(一八八二)年には北方銀行が資本金一五万円で設立されました。

明治四五(一九一二)年には岐



岐北軽便鉄道発祥地

阜から北方間に電車を通す計画ができ、大正三(一九一四)年に岐北軽便鉄道として開業しました。開業当時は月に四万人の乗降客があったといわれ、北方駅はターミナル駅として賑わいました。その後、揖斐郡揖斐川町の本揖斐駅まで延伸して名古屋鉄道揖斐線となりましたが、車社会の進展により平成一七(二〇〇五)年廃線に至りました。

現在の北方町は、道路網の発達によって岐阜市中心部まで二〇分以内、大垣市へ三〇分以内、名古屋まで六〇分内外で到達することができるとする立地条件から、名古屋市をはじめとする中京圏の住宅都市に位置付けられています。

商工業の発展も顕著で、岐阜県の市町村の中では人口密度が最も高い自治体となっています。

参考文献

- 『北方町史 通史編』
- 『岐阜県の地名』 平成元年 平凡社
- 『日本地名大辞典 岐阜県』 昭和五五年 角川書店

地域の治水・利水施設

根尾川上流部の扇状地を潤した席田用水

山間部を流れてきた根尾川が平野部に出てつくった扇状地には、江戸時代以前から席田用水が築かれていました。席田用水は、西側の真桑用水と取水量を巡って対立し、その解決後には、用水内で水争いを繰り返しました。

席田・真桑 一用水の水論



史跡・享祿の大洪水

用水の流路



本流が西に移り、糸貫川の流量が激減したため、東側に位置する席田用水は水の確保が困難になりました。そこで席田用水方は、

遠く白山に源流をもつ根尾川は、山口地先（本巣市）で平野部に出て南に流れを変え扇状地を形成しています。中世以降、山口地先で取水して本巢・席田・大野郡の扇状地上の村々を灌漑する席田・真桑の二つの用水が築かれてきました。

当時の根尾川は、現在では廃川となつている糸貫川通りでしたが、享祿三（一五三〇）年の大洪水によって、山口でその本流を西側に変じて藪川（現根尾川）が生じました。

大洪水の翌年に山口に堰を設け、これまで通りに水を糸貫川に導水することを当時の守護土岐頼芸に願い出しました。この申し出が許可され、「一ノ井大堰」が築かれました。

しかし翌年の享祿五（一五三二）年に用水不足となつた真桑用水方が、大堰を打ち壊し、藪川筋に水を落とす事件が起こりました。

席田用水方の訴えに対して土岐頼芸は、一ノ井からの取水を既得権として認めるとともに、真桑用水方に大堰の修復を命じました。事件は席田用水方の勝利となりましたが、その後も両用水方は水の分配を巡って紛争を繰り返しました。

江戸時代に入つても真桑用水方は席田用水方の一ノ井取水の既得権を否定しようとした。寛永二（一六二五）年は早魃の被害が大きく、とりわけ真桑用水の水不足は深刻で、真桑用水方は、將軍に献上する御瓜畑への影

響を理由に席田用水方に対して用水の分配を要求しましたが、受け入れられませんでした。

寛永一〇（一六三三）年になり真桑用水方が江戸へ訴え出た時に、美濃代官岡田将監善政は、席田六分・真桑四分の分配を提案しましたが、既得権を主張する席田用水方はこれに強く反対しました。

寛永一四（一六三七）年には、幕府は山口に検使を派遣して調査を行い、検視は善政の六分四方案を支持しました。これを受けて幕府は、加納藩と大垣藩に協議調停を求め、善政を混じえた三者で協議した結果、真桑用水方に四分を譲ることで合意されました。

この裁定は、席田用水の優位性を否定するだけでなく、席田用水懸り高二万四千石・真桑用水懸り高一万三千石を考慮すると、席田用水方に不利なものでした。

席田用水内の水論

席田用水と真桑用水の水争いは一応の決着がつけましたが、真桑用水方との分配のしこりか、その後は席田用水内での水論が発生しました。

元禄七（一六九四）年から翌八年にかけて、席田用水では最上流の金谷分水口をめぐって、分水口直下で取水する文殊・上西郷・中西郷・下西郷村と、その下流で取水する曾井・中嶋村及びそれに加担する席田乙井方、さらに下流の乙井樋門で取水する村々の三ヶ村の間で「金谷論」が起こりました。

金谷井方の四ヶ村が、「以前から取水口は幅六間で取水していたが、今年の夏に曾井・中嶋村



席田用水路



乙井樋門(分水口)



金谷分水口の分水堰

が四間に狭めたので、用水が不足した。」と訴えたのが発端でした。調査の結果、金谷取水口を六間とする裁定がなされましたが、今度は席田乙井方の三ヶカ村が、上流にある金谷取水口が六間になれば下流の取水量が減るとして追訴しました。

金谷井方は、席田乙井方のうち下郷の村々は地形が低く湧水も有るのに対して、自分たちの田は高所にあるのでより用水が多く必要だと主張、一方の席田乙井方は従来の取水量の維持を求め、双方ともおり合わず解決は困難なものとなりました。幕府は検視を派遣し調査を行い、意見調整を行いました。

元禄八(一六九五)年一月、金谷取水口を四間とする根拠はないので以後六間とする、席田乙井方は西郷三ヶ村に一五〇〇石分の用水を分ける、などとした結論に至りました。こうして金谷用水の用水配分が増えることになり、席田用水全体の運営に金谷用水方が、発言権を持つようになりました。

享保七(一七二二)年三月、席田乙井組の一ヶカ村と、その上流に取水口を持つ曾井中嶋・長屋・文殊村など七ヶ村の間で「七ヶ所論」と呼ばれる争議がありました。

この発端は、曾井・金谷・森ノ井の三用水取水口前の糸貫川

を、席田乙井一ヶカ村が数百人を出して川底を浚ったことに始まりました。不利益を受けた三用水方七ヶ村は、役所の許可が必要な川浚えを席田乙井方が無断で行ったことを非難して、川底を以前の状態に埋め戻すよう求めました。

これに対して、席田乙井方には下郷一ヶ村が加勢して、糸貫川の川浚えは従来からの権利であるなどと反論、決着は幕府の評定に持ち込まれました。評定所は、双方の代表を江戸に呼び寄せて事情聴取を行なった結果、席田乙井方一ヶカ村が無断で川を浚えたことを強く戒め、今後は用水の配分が不公平にならないように、曾井中嶋・長屋村に井頭を置くことを定めました。

明治以降の席田用水

明治二(一八六九)年、西郷三ヶ村・小西郷・西改田・席田九ヶ村(郡全部)・北方・柱本村の一六ヶ村で席田井水組合が結成され、その翌年には、これまで領主が任命していた井頭に変更、組合員から井水取締役を選出しました。その後、席田井水組合は、時代とともに組織・名称の変更を重ね、昭和二九(一九五四)年に席田井水土地改良区となりました。

この間、席田用水は江戸時代以前から握ってきた根尾川の水利権

を、「犯スベカラザル慣例」として主張してきました。

明治三二(一八九九)年、三四(一九〇一)年、四一(一九〇八)年の三回に渡り、上流の外山村(本巢市)・谷汲村(揖斐川町)が溜池を造って根尾川から引水しようとしたが、席田用水の反対で実現しませんでした。

大正七(一九一八)年、根尾谷で水力発電が企図されると反対し、同一五(一九二六)年の根尾村平野の水力発電の計画、昭和四(一九二九)年の三重合同電気発電計画にも反対陳情を行いました。

昭和三三(一九五八)年には、川崎セメント大垣工場(住友セメントの前身)建設にあたり、根尾川水系の水利権は席田・真桑両井水土地改良区のもので絶対侵害しないことを回答させ、同四七(一九七二)年に住友セメントとの間で岐阜工場の排水つき公害補償を締結しました。

昭和四六(一九七二)年の敷島紡績の岐阜工場(曾井中嶋)建設の際も工場排水について契約をしています。

席田用水の施設は、長い歴史の中で幾多の洪水被害に見舞われ、改修を重ねてきました。大正一〇(一九二一)年から始まった木曾川上流改修計画により、根尾川に堰堤を築き、左岸堤防に席田・真桑両用水の統合取水口(山口取水

口)が建設されました。

この際、糸貫川が締め切られ廃川となったため、廃川の河川敷の一部を利用して新しい用水路を開削、水路内部に石積またはコンクリート舗装を施し井水の損失を防ぎ、併せて席田乙井・金谷・真桑の三幹線水路の改良を施工しました。

こうした事業の完成によって、円滑で効率の良い用水運用がなされ、享禄年代から初まった根尾川上流部の水争いは、五〇〇年を経過して、過去のものとなりまし



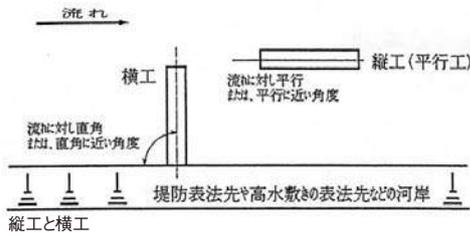
山口取水口

■参考文献

- 『北方町史 通史編』 北方町 昭和五七年
- 『席田井水史』安藤善市著 席田井水土地改良区 昭和五四年
- 『糸貫町史 通史編』 糸貫町 昭和五七年
- 『本巢町史 通史編』 本巢町 昭和五〇年
- 『岐阜県の地名』 平成元年 平凡社
- 『日本地名大辞典 岐阜県』 昭和五五年 角川書店



木曾川右岸の石張り水制上に繁茂した樹木 (R21、16.0km+73.0m)



流水を制御
する水制
第二編

わが国の水制と沈床工

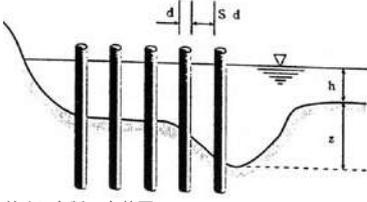
わが国における原始的な水制工は、弥生時代の稲作伝来と共に、灌漑用水の取水のための井堰設置に始まりました。本編では、透過・不透過水制を区分した後、透過水制の牛柵類の種類と沈圧に用いる蛇籠の歴史を述べ、さらに沈床工について触れていきます。稲作文化と共に発達してきた水制工は、現代では水生生物に優しい住処を提供すると共に、豊かな河川景観の創出に幅広く用いられており、まさに「古くて新しい技術」と言えます。

一・水制工の種類

水制は、石、礫、岩、土、杭等を流水中に突きだし、護岸の侵食防止や洪水調節、舟運のために水路を確保するための構造物です。流れ方向にほぼ直角に向いているもの（横工）と流れと平行（縦工）な構造物とに大別され、その働きは、
① 水流に対する抵抗を増して、流速を減少させる透過水制（杭出し水制や牛等）、
② 水流に対して直接障害物となり、水流を匆ねて方向を転じさせ、防護すべき箇所

せ、防護すべき箇所に水流を激突させない不透過水制（猿尾やケレップ水制等）、
①の水制は、高さが低く、杭工等が主で軽い工作物になっており、数本あるいは数十本が設置され、それが全体として作用するものであり、②の水制は、高さが高く、土石、コンクリート等が主で容量が大きく、重い工作物となっており、単独あるいは少数並置されるものです。
ところで、透過水制と不透過水制とは単に水制構造に依存するのではなく、流水がどの程度水制間を流入するかによっても分類されます。
透過・不透過水制は、 S_d を杭間隔、 D を杭の直径として、 T_p を
$$T_p = \frac{S_d \cdot D}{P}$$
と定義すると、
 $T_p > 0.67$: 透過水制、 $T_p < 0.67$: 不透過水制と区分されます。
つまり、杭間隔 S_d が $0.4D$ より狭いと杭出し水制は不透過水制的な働きとなります。
なお現在は、河川景観をも考慮した河岸処理のあり方が問われています。

おり、水制工の目的として、河川景観とマッチした河岸処理としての水制設置と土砂沈殿の積極的な誘致による（魚や水鳥の生息環境に）良好なワンドの形成が加えられます。
(二) 牛柵類
わが国固有の水制工は、「牛」とは蛇籠を以って沈圧するもの、柵とは詰石を行うもの。」として、「牛類」と「柵類」とに大きく分類されます。ここに、「牛」とは、その形状が双角を備えた如き状態を呈しているところから名付けられ、その原形は稲束を乾燥するための柵木（牛）であり、柵は、形状が綿柵に似ているため名です。
牛は三角形が基本ですが、その他に「牛柵」として、楯形、菱形等いろいろな形状のものがあります。



牛類の原始形は、俣木だけで組み立てた越中の「犬ノ子」、美濃の「猪子」、出雲の「出雲結」です。
① 犬ノ子
鎌倉時代（一一八五から一三三三年）に創案され、その後、庄川、神通川、常願寺川など、玉石の豊富な河川に応用したため、方成木や柵釣木によって沈石の離脱を防止する組方を取り、ついに「鳥脚（越中三叉）」に進化したものと推定されています。
「鳥脚」は、元禄三（一六九〇）年には使用されており、享和・文化年間（一八〇一から一七九年）に至って改良されました。
② 猪子
「犬ノ子」とは別に、奈良時代（七一〇から七九四年）初期に創案され、最初は簡単に同太の丸太で三叉に組み、竹で柵を造り、石俵や玉石で鎮圧したが、玉石の採取困難な河川に用いるため、周囲に柵を掻き付けた「蓑猪子」に改良しました。
「蓑猪子」の創出年代は、宝暦五（一七五五）年編纂の『地方品目解』（天保七（一八三六）年の『諸国堤川除樋橋定法』には蓑猪

子の記述が無いので、概ね天保年間（一八三〇から四三年）以後の使用と推測されています。

③ 出雲結

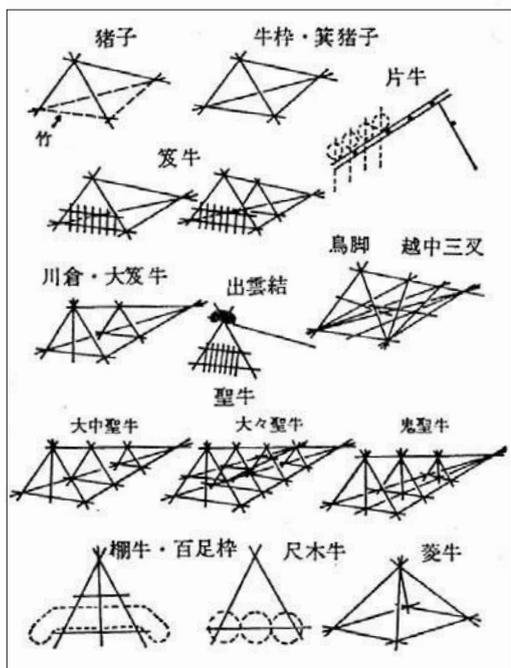
俗説では、出雲の相撲の祖である野見宿禰が考案し、その安定した形状を「居相撲結」と命名したことによる、と伝わっています。出雲の国で奈良時代の初期以来使用されたと推測され、同国の河川は砂川なので、比較的簡単な構造で目的を達しました。

なお、不等辺形の牛の前面に前立木・砂払木を加えたものが笈牛、単に中立木を増したものを瀬名牛と言います。

④ 笈牛

形状が山伏の背負う笈に似ているために名づけられました（地方凡例録）。

なお、牛枠を一層長大・堅牢に改良したものが聖牛であり、川倉は聖牛とほとんど形態が同じで、多少用材の太さが違うだけです。これら聖牛や川倉の創案は、天文



牛枠類の図（「明治以前日本土木史上」より）

七（一五三八）年以降でした。「川倉」の俗説は、川中で馬背の形状を呈するので「川鞍」と呼び、転じて川倉となった、と伝えられています。

⑤ 聖牛

「聖」とは優れた僧を指す言葉であり、各種牛枠の中で最も優れているので、「聖牛」（せいぎゅう）又はひじりうし」と命名されたと伝えられています。

『地方凡例録』は、聖牛・尺木垣・尺木牛や棚牛（三稜形）・菱牛（方錘形）は武田信玄時代の考案であると記しており、『明治以前日本土木史』は聖牛について、元浄法師による「八頭牛」を参考に聖牛を作成した、と記しています。



笠松トンボ天国の聖牛

中聖牛は、棟木の長さ約七m（四間）、直径一二cm（〇・四尺）程度のものを指し、大聖牛は棟木の長さ九m（五間）、直径一五cm（〇・五〇尺）のもので、大々聖牛は棟木の長さ一二・七m（七間）、直径二一cm（〇・七〇尺）の大きさで、二段の棚を設けて蛇籠で鎮圧しました。なお、天竜川では、棟木の長さによって、四間牛、五間牛あるいは六間牛と称しました。「わが国の聖牛の発祥にかかわ

る考察』においては、延宝八（一六八〇）年代から昭和七（一九三二）年出版の計一四冊の文献より聖牛のルーツを調べ、聖牛の発祥地は富士川であり、甲州の川において進歩・改良が加えられてきた、と述べられています。

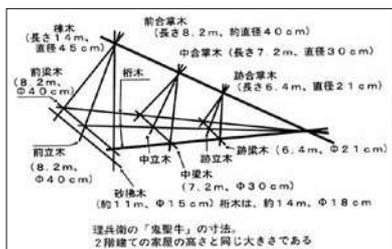
これら河川工法の牛類・枠類は、明治以降に諸外国の河川においても、わが国の工法の優秀性を認め採用されています。

ところで、戦後になり建設機械の大型化および河岸処理に対するコンクリート構造物の多用化、さらに水制自体の流水への水理学的働き不明確性と河岸保護に対する水制の間接的な働きのために、昭和三〇（一九五五）年代以降からあまり水制工は造られなくなりましたが、最近では多自然型川づくりの一工法として再び水制工が着目され始めています。

◆コラム（天竜川の鬼聖牛）◆

松村家三代が、安永元（一七七二年）から文化五（一八〇八）年にかけて、天竜川右支川前沢川合流点下流（上伊那郡中川村片桐）に（理兵衛）堤防を築き、三代目の松村理兵衛忠良が文政二（一八二八）年にこの地に鬼聖牛を設置しました。

この鬼聖牛の高さは、棟木の長さが四m（四六尺）、直径四五cm（一五〇尺）で、まさに「鬼聖牛」の名にふさわしい大きさです。



松村理兵衛忠良による鬼聖牛（「天竜川」とともに」より）

た。砂払木と棚敷木以外は全て栗の木を用い、天竜川に二基設置されました。

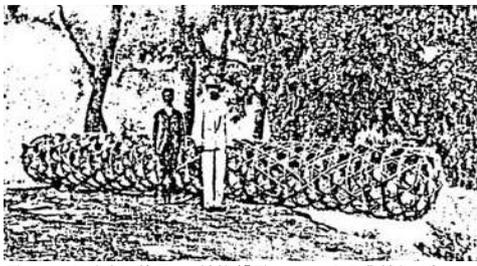
(二) 蛇籠

蛇籠は水制そのものではありませんが、「牛」などの沈圧や不透水制（猿尾）の基礎（地形）を築く際に用いられ、前号で、蛇籠や聖牛は紀元前三六〇から二五〇年に築造された都江堰（四川省都江市）築造に際して使用されていた、と紹介しました。

わが国での蛇籠の使用については、『日本土木史』は仁徳天皇あるいは推古・舒明天皇の頃が最初であり、真田秀吉は和銅五（七一二年）年編纂の古事記での蛇籠に相当する「荒籠」の記載から、西暦三八〇から六四〇年と推測しました。

しかし、蛇籠が古代（大和朝廷時代から奈良・平安時代）の遺跡から出土した事例はありません。蛇籠は、安土・桃山時代（一五七三から一六〇三年）以降に広く使用され始め、江戸時代になって、農書・地方書に蛇籠の記述が現れてきます。

宝暦治水時の蛇籠製作用の竹は、計画された五から六寸廻り（一五本／籠）ではなく、五間蛇籠一本当たりの費用が安く採りが容易な四から五（一〇本／籠）を使用していました。つまり、宝暦年間（一七五一から六三年）頃より蛇化後の規模が若干縮小されてきたようです。これは各種河川工法に対する経済性に着目した標準仕様の規格化が享保頃（一七一六から三五年）から行われてきたことを反映しています。



デ・レイケが論文に使用した蛇籠(『デ・レーケとその業績』より)

①鉄線蛇籠

明治四一(一九〇八)年に亜鉛メッキ鉄線を使用した蛇籠が製作され、翌四二(一九〇九)年には石川県が犀川の護岸工事、富山県が片貝川の水力発電工事に亜鉛メッキ鉄線蛇籠を使用しました。

さらに明治四四(一九一一)年に、川崎寛美がドイツ製の製網機をヒントに、蛇籠製造機を考案しました。機械編の鉄線蛇籠は、明治四四(一九一一)年八月に静岡県榛原郡上川根村(現島田市上川根町)の大井川上流堰堤に付随する護岸工事に使用され、これ以降、鉄線蛇籠は各地に普及しました。

昭和二九(一九五四)年八月に、亜鉛メッキ鉄線製蛇籠の日本工業規格(JIS-A-5513)が制定され、昭和三〇年代前半までは多くの蛇籠が使用されました。

②デ・レイケと蛇籠

鉄線蛇籠が開発される以前に竹と鉄線網を組み合わせた構造の蛇籠が、オランダの民生技術者連盟の機関誌である『De Ingenieur』に、「じゃかごーすなわち石を詰めた籠による日本の護岸工」と題したデ・レイケによる報文が掲載されています。

この報文の中に、竹蛇籠の耐久性を高めるため、竹の間に鉄線の網を編み込み、補強したものが使用されていたことが報告されており、これは竹蛇籠から鉄線蛇籠への過渡期の構造といえます。また、デ・レイケと思われる人物が蛇籠の前に立っている写真が添えられています。ただし、このような鉄線網で補

強した蛇籠は、経費がかかりすぎて、扱いきれなくなることもあるとしており、竹のみの蛇籠に比べ高価なものでした。

二・沈床工

沈床工は、河床や堤防の根もとを水流による浸食から保護するための工法で、木製またはコンクリート製の屈曲性のあるマット状のものを設置します。

①粗朶沈床

『日本水制工論』によると、粗朶沈床工は中国元の時代に欧州よりこの工法が伝わり、柴枝を用いた護岸工を試みており、わが国では、伊達藩が寛政・享和年間(一七八九から一八〇三年)に、北上川筋下流で粗朶を筏状に組み、これを浮丸太で浮かべて所定の位置に導いた後に沈石を投じて沈め、高さ平水面上三から四尺(約一から一・二m)の水制を築造しました。

つまり、粗朶工法は明治新政府が招聘したオランダ工師によって伝えられたと伝承されていますが、わが国の伝統工法と考えても良いでしょう。

粗朶沈床工の施工方法は、連柴と呼ばれる山林より産出する粗朶(長さ一二尺から一四尺(三・六から四・二m)のものを、一束の直径が四から五寸(一・二から一・五



長良川(天王川樋門前)での粗朶沈床工(井納建設株式会社ホームページより)

cm)に結束した後、格子形に網で編んでいきます。それを三層ぐらゐに重ね筏状にして、所定の位置に浮かべ、その上に大石を乗せて沈下させます。

長野県では、明治二〇(一八八七)年、粗朶沈床工法を天竜川の支川新川から下川路村久米川に至る間と下高井郡延徳村(現中野市)の千曲川畔との二箇所を試験的に施工して、その効果を検討することとしました。

ところが、下川路村(現飯田市大字川路)河岸に試験的に設置した七基のケレップ水制に用いた粗朶沈床工法は、木曾三川下流の緩流河川には適していたが、天竜川のような急流河川には適しませんでした。

『川路村水防史』は、「本村に優良な粗朶が乏しいことも一因」であるとしながらも、「粗朶沈床工の効果、右の如く試験として：余り薫しい効果がなかった。」と述べています。

上述のように、粗朶沈床工法を不適用場所にまで適用し、オランダ技術に対する批判も生じたことが、粗朶沈床工法は砂河川、緩勾配の砂利河川の水制工法として広く普及しました。

②木工沈床

明治二五(一八九二)年から開始した天竜川左岸豊丘村神稲の伴野堤防建設に際して、飯田土木出張所主任の小西竜之介は、粗朶沈床工法が急流に対して脆弱であるため、粗朶に代わり木材を用いた木工沈床を考案し、翌明治二六年に木工沈床工法で伴野堤防建設を

行いました。この伴野堤防での工事が、木工沈床工法の最初でした。

小西は、木工沈床工法の特許を取りましたが、長野県に対しては特許に関係なく施工して良いこととしました。



橋脚の根固め工として採用された木工沈床(井納建設株式会社ホームページより)

■参考資料

日本の水制

山本晃一 山海堂 一九九六年

日本水制工論

真田秀吉 岩波書店 昭和七年

前御勅使川堤防址群

山梨文化財研究所 平成二二年

河川伝統工法

地域開発研究所 一九九五年

土木工要録

江戸科学古典行書叢書、青木国夫、飯田賢二他編 恒和出版、一九八二年

水制に関する研究

秋草勲、吉川秀夫、坂上義次郎、芦田和男、土屋昭彦 土木研究所報告、一九六〇年

わが国の聖牛の発祥にかかわる考察

和田範、有田茂、後藤知子 土木史研究講演集 Vol.24(二〇〇四年)

日本水制工論

真田秀吉著 岩波書店 昭和七年

川路村水防史

代田豊太郎、牧内武司編 川路村水害予防組合 昭和二年

豊丘村誌

豊丘村誌編纂委員会 昭和五〇年

下市田村大川除築堤補遺(上) 史実・中村惣兵衛の偉業

林文衛 平成一三年



木曾岬町を通った七里・二里の渡し

桑名市文化財保護審議会会長 西羽 晃



西羽 晃
昭和11年生まれ
和歌山大学経済学部卒業
現在
桑名市文化財保護審議会
会長

木曾岬を通った東海道七里の渡し

江戸時代の東海道は宮（熱田）と桑名の間は七里の海路で船渡しであった。この航路は伊勢湾の奥にあり、木曾三川の河口部なので土砂が堆積し、遠浅であった。そのため潮の干満に影響されて、満潮の際は沖合遠くに、干潮の際は陸地近くが七里の渡し航路であった。

江戸時代の木曾岬は鍋田川と木曾川に挟まれていたが、両川を結び白鷺川が流れていた。

しかし江戸時代初めには白鷺川はなく、加路戸輪中の沖合は深い滯筋となっていたようだ。その滯筋が七里の渡し航路であった。源緑輪中が開発されて、加路戸輪中と源緑輪中との間の滯筋が白鷺川になったようだ。

同じように長島でも葎ヶ須輪中の沖が航路であって、のちに横満蔵新田が開発されて、葎ヶ須輪中と横満蔵新田との間が青鷺川と白鷺川と青鷺川が



七里の渡し跡
(木曾岬町藤里)

七里の渡し航路となった。



七里の渡し青鷺川旧跡
(桑名市長島町福吉)

和泉新田を開発した富田彦兵衛が書き残した「和泉新田開発由来書」の付録に、次のように書かれている。

（延宝）八庚申年正月廿六日、諸国之者共伊勢参宮四日市より熱田江渡船六十三人乗、同夜九ツ時天氣早手空二而、及破船人々相果申様子、村方より申告候二付、早速家来百姓江申付、介船を出し、右之乗人荷物共々相改、夫々二村方二宿申付、余寒之節故半死半生之為躰二候処、大釜二而粥を焼かせ、並着類等も着替させ、焼火二あたらせ置、夜中及注進、中二も播州

尼ヶ崎城主様足輕式人、六角越前守様御代参巻人、信州松本城主様京都留主居之家来巻人都合四人ハ拙者宅二而逗留休息為致二、三日之内二夫々二仕立候而、送り届申候、右為御褒美御金被下置、二月四日二同名新六始家来共拾三人伊勢参宮仕候

この文によると、延宝八（一六八〇）年正月二十六日に、伊勢参宮を済ませた一行は四日市から乗船し、熱田へ向かう途中で、遭難した。

早速に船を出して救助に当た



和泉新田開発由来書・付録の末尾(富田山源盛院蔵)

り、村人の家に収容して、粥を提供し、衣服も着替えさせ、火にあたらせた。四人の武士は富田宅で二、三日休養していった。

御褒美金を貰ったので、家来たち十三人が伊勢参宮した。

七里の渡しは、桑名と熱田（宮）を結ぶ海路であったが、四日市と熱田を結ぶ海路も幕府から認められており、この時は四日市からの海路だった。



白鷺川綺切の地(木曾岬町上松永)

七里の渡しの遭難事故

木曾岬沖の遭難事故はしばしば起こったと思われるが、その記録が残されているのは、極めて少ない。その中で寛文十一（一六七一）年八月二十七日に起きた琉球使節の遭難事故は尾張藩の記録である「瑞竜院様御日記」および「柳営日次記」（いずれも『佐屋町史』史料編1に所収）に記録されている。

それによると、一行は八月二十六日に熱田宿に泊まり、二十七日朝、熱田から乗船して桑名へ渡海した。この日を西洋暦に直すと九月二十九日なので、おそらく台風が来たのであろう。

四、五里出たところで、暴風雨に遭って琉球人の乗った三隻のうち一隻のみ桑名へ着いたが、二隻は知多半島の多屋村と大野村（いずれも現常滑市）へ流れ着いた。その他四十九隻の内、五隻が知多半島に、一隻は勢州若松（現鈴鹿市）へ着いた。

知多半島へ漂着したのは琉球人二十八人、付添の薩摩藩士八十三人であった。一行は同地に宿泊し、二十九日に同地を出発し、熱田宿で泊まった。翌日の九月一日に佐屋宿で昼食してから三里の渡しで桑名へ着いた。

琉球使節とは琉球国王即位の際に派遣される謝恩使と江戸幕府將軍就任の際に派遣される慶賀使と

があつて、江戸時代に十八回あつた。琉球国の王子が正使となり、薩摩藩士が付き添つて江戸まで往復した。宝暦二（一七五二）年の際は薩摩藩の家老・平田鞠負が付き添つた。

寛文の遭難ののちも、天和二（一六八二）年と宝永七（一七一〇）年は七里の渡しを通つていようである。しかし、その次の正徳四（一七一四）年には美濃路（中山道を垂井宿で分かれて大垣・起（現一宮市）を経て名古屋に至り、熱田で東海道に続く）を通つている。

即ち起宿脇本陣蔵の「起宿文書抄」（『尾西市史』資料 起宿交通編）所収）には「琉球人美濃路初」とあり、以後も起宿の資料にしばしば記載されている。寛文の遭難に懲りて七里の渡しを避けるようになったのかも知れない。

他にも承応二（一六五三）年に板倉周防守の家臣の供船が桑名へ向かう途中に遭難し、付近の住民



七里の渡し遭難供養墓（桑名市新町・光明寺）

に助けられた。他では寛政二（一七九〇）年に遭難した人の供養墓は桑名の光明寺に現存している。

三里の渡しの遭難事故

七里の渡し他に三里の渡しがあつた。これは桑名と佐屋（現愛西市）とを結ぶ航路であり、七里の渡しのパイパスであつたが、加路戸付近の木曾川を通つていた。

安永二（一七七三）年正月に起きた遭難事故の詳細な記録が残つている（「溺死之儀二付御奉行所より御達 笠松二而御吟味中一卷」（『佐屋町史』史料編1に所収））。

同月九日昼すぎに佐屋を出航した。定員十五人のところ、十八人が乗つていた。うち三人は少年であつたし、手回り品の他に大きな荷物もなかつたので、重量オーバーというほどでもなかつたらしい。

加路戸付近に達した時に俄に強風が吹いてきたので、乗客が立ち騒いだ。そのため船が転覆して、乗客は川に放り出された。通り掛つた船が救助に当たつたが、十一人が溺死した。助け出された七人は加路戸新田に上げられた。

転覆の原因について、供述について少し食い違いがある。佐屋宿の役人などは助けられた人からの供述をもとに「俄な強風のため乗

客が立ち騒いだ」としているが、水主は「船中で祝儀などを要求したところ、乗客と口論になつて騒いだので転覆した」と供述している。既定の運賃以外は取らないのが原則であるが、祝儀を取っているのは、他に史料でも見られるので、慣例のことと思われる。

七里の渡しの開始時期

慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦いで覇権を握つた徳川家康は翌年に京都と江戸を結ぶ東海道の宿駅制度を制定し、宿場を指定した。宿場には次のような伝馬朱印状を交付した。

定

此御朱印なくして
伝馬不可出者也依
如件

慶長六年
正月日

桑名

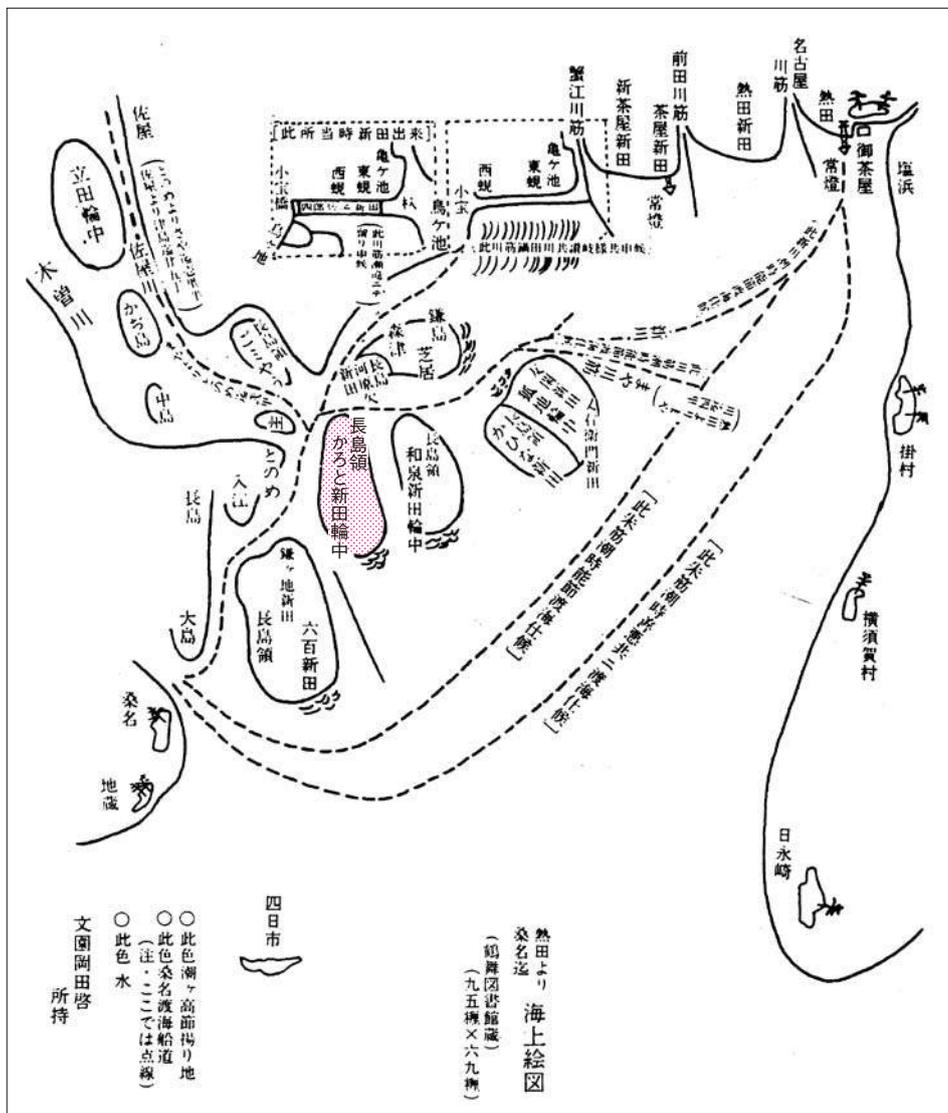
定のところは朱印が押してあり、同じ印形が予め宿駅に渡してある。「同じ印の押された文書を持参しない場合に伝馬を提供してはいけない」と言う趣意である。朱印状を持参の場合には、宿駅で印鑑照合して間違いなければ伝馬を無償か安い賃銭で提供した。

この朱印状と同時に「伝馬定書」も各宿駅に出されたので、熱

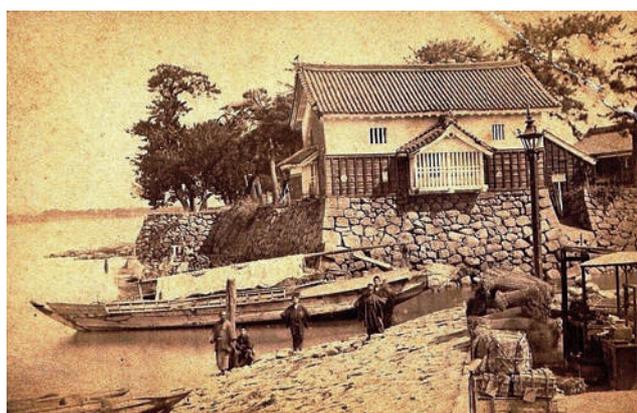
田・四日市にも出された筈だが、桑名へ出された「伝馬定書」が現在には物流博物館（東京都港区）に現物が所蔵されている。

- 一 御伝馬之定
- 一 三拾六疋二相定候事
- 一 上口者四日市、下八宮、船路之事
- 一 右之馬老正分居屋敷五拾坪被下候事

- 一 坪合千八百坪居屋敷を以可被引取事
- 一 荷積ハ老駄二卅貫目外付被申間敷候
- 一 其の積者秤次第たるへき事
- 右条々相定候上相違有間敷候也已上
- 慶長六年 伊奈 備前 印
- 丑正月 彦坂 小刑部 印
- 大久保十兵衛 印
- 桑名年寄中



17世紀末ころの熱田より桑名迄海上絵図（「木曾岬町史」より作成）



明治初年の桑名・七里の渡し場（桑名市川口町）

上とは京都方面を指し、下は江戸方面であり、宮（熱田）への船路即ち海路を定めている。これにより慶長六（一六〇一）年に宮と桑名を結ぶ七里の渡しが開始されたことは明らかである。

ところが、平成十一（一九九九年）年に発行された『新修名古屋市史』第三巻では、「元和二年に熱田から桑名へ海上七里の海路が開設されて、」とある。元和二（一六一六）年と慶長六（一六〇一）年では十五年も差がある。

制度が決定されても、実際に行われるのは年月がかかるとしても十五年は長すぎる。

種々の文献を調べてみたら元和二年説を唱えた最初は幕末頃に書

かれたと思われる津田正生著『尾張地名考』のようである。この本では「【里老曰】桑名より此の熱田へ渡海せる事は近世元和二年より専さかなり」とある。

即ち開始から二百年以上も経ってから、土地の古老の話が根拠のようである。誠に薄弱な根拠であろう。それに較べて、桑名宿の史料は当時に出された一次史料で、非常に信憑性が高い。多少の紆余曲折があったにしても、七里の渡しの開始は慶長六年が至当であろう。

■参考文献

- 『長島町誌（上巻）』（一九七四年 長島町教育委員会発行）
- 『木曾岬町史』（一九九八年 木曾岬町役場発行）
- 『朝日新聞』三重版（一九三四年一月四日）
- 『佐屋町史』史料編1（一九七六年佐屋町史編纂委員会発行）
- 『尾西市史』資料 起宿交通編（一九七五年 尾西市教育委員会発行）
- 『尾張地名考』（幕末ころの記述 津田正生著 一九九六年愛知県海部郡教育会発行）
- 『新修名古屋市史』第三巻（一九九九年名古屋市発行）

夕べが池伝説

北方町柱本池之頭

岐阜市との境にある「夕べが池」は、池底から湧き出る水が水源となっています。この池には、池の主である白蛇が又八大龍王権現として祀られていて、伝説が残っています。

むかしは、この付近一帯が股まで埋まる沼地だったそうです。

田植えの時期になって、一人の作男がこの沼地にやってきて、「明日はこの沼の田植えだが、股まで泥につかってやりたくないな。田植えができないようにいっそ池になってしまえばいいのに。」と独りごとをつぶやいて、もつてきた苗を畔に置いて帰っていききました。

翌朝、作男がやって来ると、驚いたことに、沼地だつてところは、満々と水をたたえた波うち、はるかかなたの池田山まで二面が湖になっていました。

その後、水は減ってしだいに沼他に戻っていききましたが、深いところは池として残りました。近在の人々は、崇りだとして白蛇を又八大龍王権現として祀りました。また、一晚のうちに池になったことから「夕べのうちにできた池」として夕べが池と呼ぶようになりました。

この地方では、田植えの前日に苗を置いてきてはならないと言い伝えられてきました。

夕べが池には、このほかに、池の中から背中に取りたい経文六百巻を背負った黒い牛がとびだして、円鏡寺にかけこんだと言う伝承も残っています。現在の夕べが池は、公園として整備され、釣り人にも人気のスポットになっています。

出典「夕べが池公園解説看板」「北方町HP」



木曾川文庫利用案内

ヨハニス・デ・レイケに関する文献など約4,500点の図書などを収蔵、木曾三川の歴史を知るために、多くの方々のご利用をお待ちしています。



《開館時間》

午前8時30分～午後4時30分

《休館日》

毎週月・火曜日(月・火曜日が祝祭日の時は翌日)・年末年始

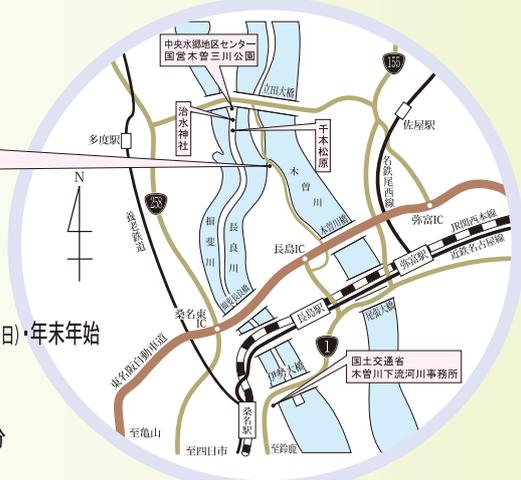
《入館料》無料

《交通機関》

国道1号尾張大橋西詰から車で約10分

名神羽島I.Cから車で約30分

東名阪長島I.Cから車で約10分



KISSOホームページ

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/KISSO/index.html>

Johannis de Rijke の日本語表示については、かつては「ヨハネス・デ・レーケ」と呼ばれていましたが、「KISSO」では、現在多く使われている「ヨハニス・デ・レイケ」と表記しています。

編集後記

歴史記録は、「流水を制御する水制」の二回目として、わが国における水制と沈床工の種類及び歴史的経緯について掲載しました。

なお、この資料は、創刊号からの全てがKISSOホームページよりダウンロードできます。

表紙写真

上

「円鏡寺楼門」

永仁4年(1296)に建立された三間一戸の楼門で、この種の楼門としては全国で二番目に古い建造物です。

勾配の緩やかな屋根などが優美な造りで、明治神宮南楼門のモデルとなりました。

下

「夕べが池」

「水にまつわる民話」で取り上げた夕べが池は、今では水辺の自然公園として整備されています。

普段から池のまわりには多くの釣り人が見かけられ、休日には家族連れなどで賑わいます。

『KISSO』Vol.96 平成27年10月発行

編集

木曾三川歴史文化資料編集検討会(桑名市、木曾岬町、海津市、愛西市、弥富市ほか)

発行

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

TEL(0594)24-5711 ホームページ URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>